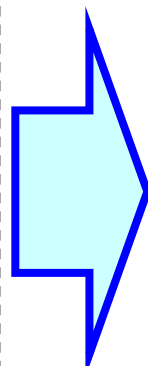
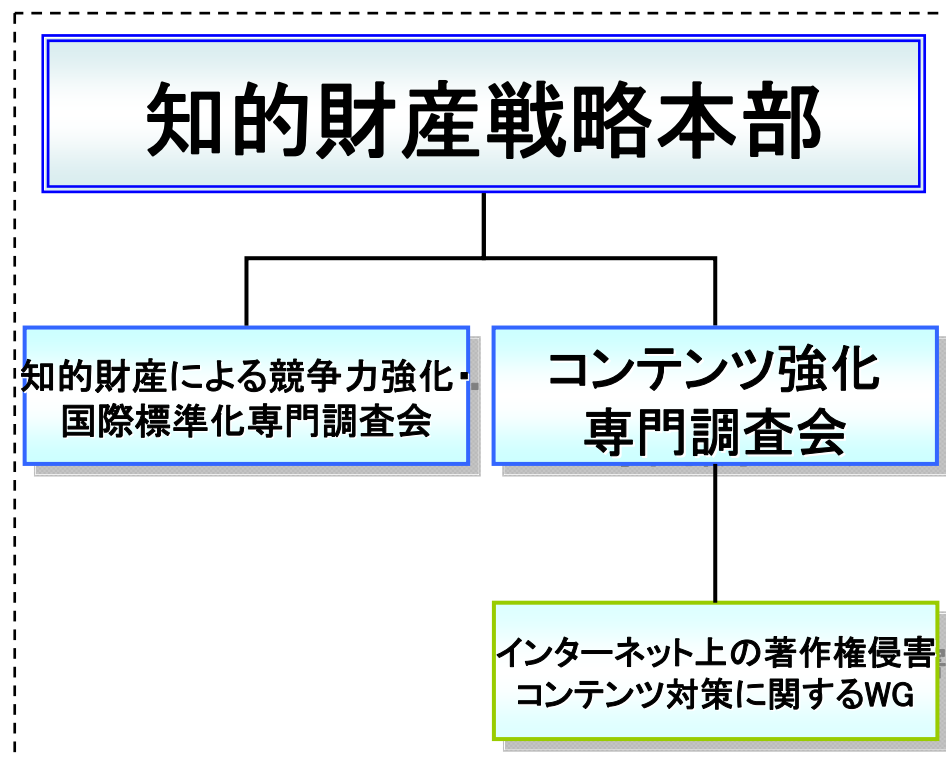
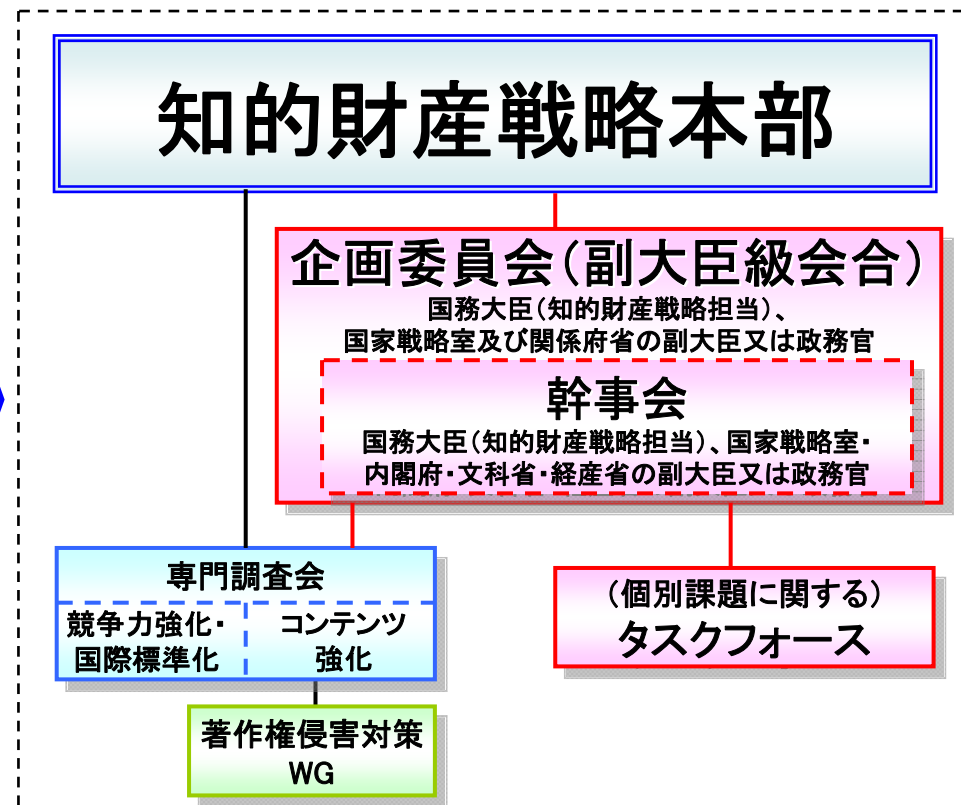


## 現 状



## 見直し後



○「専門調査会」は、知的財産戦略本部令第2条の規定に基づき、専門の事項を調査する必要がある場合に、知的財産戦略本部の議決により設置される会合。その下部機関にあたる「WG」は、特に個別の課題について検討を行う必要がある場合に、専門調査会の決定により設置される会合。「専門調査会」及び「WG」は、主に民間有識者により構成。

○知的財産の創造、保護及び活用に関する重要事項の検討、施策の進捗管理を政治主導で実施するため、企画委員会を設置。座長は国務大臣(知的財産戦略担当)とする。

○企画委員会に幹事を置き、幹事で構成される幹事会を開催。幹事は座長、国家戦略室及び知財本部副本部長府省の副大臣又は政務官とする。座長は、必要に応じて関係府省の副大臣又は政務官に幹事会への出席を求めることができる。

○個別課題に政治主導で機動的に対応できるようにするため、企画委員会の下に、課題毎に専門家からなるタスクフォースを置くことができる。

○企画委員会は、専門調査会(WGを含む。)及びタスクフォースの運営状況についての報告及びこれら会議の報告書等の提出を受ける。